

# 生活機能向上連携加算

## 湧泉荘の取り組み

## 生活機能向上連携加算

- ▶ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員と共同して、利用者の身体の状態等の評価及び機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は機能訓練指導員に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫などに関する助言を行うこと。

## 生活機能向上連携加算

- ▶ 機能訓練指導員は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて利用者又はその家族及び理学療法士等に報告、相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更などの適切な対応を行うこと。

## 生活機能向上連携加算

理学療法士等は、3月ごとに1回以上事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況について評価したうえで、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の内容（評価含む）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行う事。

## 生活機能向上連携加算

- ▶ 個別機能訓練計画には、利用者ごとに目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定する事とし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつわかりやすい目標にすること。

## 生活機能向上連携加算

- ▶ 個別機能訓練に基づき、利用者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供している事。機能訓練に関する記録は（実施時間、訓練内容、担当者等）利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

## 生活機能向上連携加算の目的

- ▶ 生活機能向上連携加算は、利用者ができる限り自立した生活を送れるように、「自立支援・重度化防止」に資する介護を推進するため、生活機能向上を図ることが目的となっています。

## 連携することによる効果

- ▶ 医療提供施設の通所リハビリテーション事業所と連携を図ることで、より専門的な日常生活訓練を提供できる。
- ▶ 利用者様の病態に応じて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に相談する事ができる。



## 家族への説明

- ▶ 契約時以外に新しい加算を算定する場合は、文書と口頭にて家族へ説明して同意を得ている。
- ▶ この加算をとることによって、より専門的な日常生活訓練を提供できると共に多くの専門職がかかわることによって、様々な視点で提案や検証（評価）を実施することが出来る。その旨を家族へ説明し、契約時に説明をして同意を得ている

連携先

医療法人樹愛会

通所リハビリテーション湧泉荘

## 湧泉荘の取り組み

毎月、理学療法士または作業療法士、言語聴覚士がデイサービスに訪問し、デイサービスの理学療法士や看護師、相談員、介護職員等と利用者様の意見交換を行っている。

計画書はサーバーで共有し、訪問時以外にも疑問点や相談等あれば内線にて行っている。

利用者様の普段の動きや機能訓練時の動画を撮影し、サーバーで共有している。

グループでサーバーを設置し、データを共有する環境を整備している。

# 情報の取り扱い

## 01

同じグループ内でサーバーを整備しており、その中で情報を管理している。

## 02

サーバーは、高度なセキュリティとなっており、情報共有と共に情報漏洩や消失しない環境となっています。